

掲示第11号

指定保税地域の追加指定に関する公告

関税法第37条第5項の規定に基づき、伏木富山港新湊地区指定保税地域について、下記のとおり追加指定を行ったので、同条第4項の規定により公告する。

平成30年3月15日

大阪税関長 高木 隆

記

1 指定保税地域の追加指定の対象

(土地)

名称 : 北1号野積場

所在地 : 富山県射水市越の潟町1000番1

面積 : 21,726.12平方メートル

地域 : 富山県射水市越の潟にある伏木富山港新湊地区北1号野積場の北東端を起点sとし、同点から南東の方向に105度27分47秒の角度へ引いた線上124.75メートルの地点ac、同点から南西の方向に195度28分37秒の角度へ引いた線上182.39メートルの地点ad、同点から北西の方向に285度32分08秒の角度へ引いた線上119.12メートルの地点u、同点から北東の方向に15度29分14秒の角度へ引いた線上176.58メートルの地点t、同点及び起点sとを順次に結んだ線によって囲まれる土地21,726.12平方メートル。

2 追加指定年月日：平成30年4月1日